

広島県訓令第一号

本 庁  
地 方 機 関

職員の旅費の支給に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

職員の旅費の支給に関する規程の一部を改正する訓令

職員の旅費の支給に関する規程（昭和二十八年広島県訓令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「広島県自治総合研修センターに」を削る。

別表第四広島県自治総合研修センターに宿泊させる場合の項中「広島県自治総合研修センター」の下に「が指定する宿泊施設」を加え、「二、八六〇円」を「七、〇六〇円」に改め、同表広島県自治総合研修センターに宿泊させる場合以外の場合の項中「広島県自治総合研修センター」の下に「が指定する宿泊施設」を加える。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。